

第76号議案

損害賠償等請求訴訟に関する和解について
上記の議案を提出する。

平成18年3月23日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

損害賠償等請求訴訟に関する和解について

足立区は、綾瀬小学校で実施した生活科「町たんけん」の校外学習中における児童死亡事故に係る損害賠償等請求訴訟につき、下記により和解する。

記

1 相手方

[Redacted]

2 和解の要旨

- (1) 足立区は、相手方に対し、金1,841万0,811円を平成18年4月28日限り支払う。
- (2) 足立区は、平成15年6月6日に綾瀬小学校で実施した「町たんけん」の授業において、[Redacted]君に対する自動車による死亡事故を防げなかったことを相手方に謝罪するとともに、児童らの生命を預かる立場にあることの責任を自覚し、今後本件事故と同様の事故の発生を防止するため、マニュアル作成など努力することを約束する。

(提案理由)

訴訟事件について和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、この案を提出いたします。